

# フィリピンにおける「専門職」ライブラリアン制度の成立とその背景

宮原志津子<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京大学大学院教育学研究科 博士課程

フィリピンにおける図書館専門職の教育及び認定制度は、毎年司書資格取得者を多く輩出する日本にとって示唆に富む制度である。1990 年の法制度改革が行われるまで、フィリピンの図書館専門職資格は、大学の専門教育課程の修了を示す「教育資格」のみであった。しかし教育資格は専門職の質証明とするには不十分であり、フィリピン社会の認識や専門職の法制度では、専門職国家試験の合格による「職業資格」が重視されることから、職業資格制度がないライブラリアンの社会的地位は低く、図書館界では長年、制度の確立を求めて議会へのロビー運動を展開していた。1990 年にライブラリアンシップ法が制定され、他の専門職同様に国の機関による図書館員への専門職試験が課されるようになったことで、ライブラリアンは「専門職」として公的に認められるようになった。実際にはライブラリアンシップ法の影響は小さく、専門職としての待遇改善や専門職の質の向上など、根本的な問題はまだ残されている。

キーワード：図書館情報学教育、専門職教育、フィリピン・ライブラリアンシップ法、国家資格、PRC

## 目次

	4.2.1 大学院のはじまり
	4.2.2 私学での発展
	4.2.3 教育資格の質の問題
<b>1 はじめに</b>	<b>5 LIS 国家資格制度</b>
1.1 問題意識	5.1 図書館協会の運動
1.1.1 本研究の目的	5.2 ライブラリアンシップ法
1.1.2 日本の司書職養成制度の問題点	5.2.1 ライブラリアンシップ法の特徴
1.1.3 フィリピンの取り組み	5.2.2 国家試験とライセンス
1.2 先行研究	5.2.3 ライブラリアンシップ法の影響
<b>2 フィリピンの高等教育</b>	<b>6 まとめ</b>
2.1 植民地時代における高等教育の始まり	6.1 国家資格制度の成立背景
2.2 戦後の高等教育拡大と質の低下	6.2 国家資格制度導入の影響と問題点
2.3 1990 年代以降の高等教育改革	6.3 日本の養成制度との違い
<b>3 フィリピンの専門職教育と資格</b>	<b>1 はじめに</b>
3.1 専門職教育	<b>1.1 問題意識</b>
3.2 専門職資格	1.1.1 本研究の目的
3.3 専門職資格の意義	司書の養成について規定している図書館法の施行から 60 年が過ぎ、司書養成制度はさまざまな問題に直面している。本研究は、日本の司書養
<b>4 図書館専門職養成教育</b>	
4.1 アメリカ植民地時代における始まり	
4.2 戦後の図書館学教育の拡大	

成制度が抱える問題を背景に、同様の問題を抱え、国家資格制度による解決を図ろうとしているフィリピンの図書館専門職の教育及び認定制度を比較・参照することで、日本の司書養成制度への視座を導き出すことが目的である。

### 1.1.2 日本の司書職養成制度の問題点

初めに日本の司書養成の問題を明らかにする。本稿では、公立図書館の司書職養成制度を対象とし、「養成教育の質の問題」と「資格と職の関連性の問題」の二点について検討する。

#### (1) 養成教育の質の問題

図書館法第5条によると、「司書」とは、「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修」するか、「司書の講習を修了」することにより取得することができる資格である。

2005年の日本図書館協会による調査では、全国217の教育機関（大学、短期大学、通信教育、司書講習）において10,898人が司書資格を取得している<sup>1</sup>。しかし国家試験など公的な認定試験はないことから、有資格者の質は、教育を施す機関の教育内容によって大きく左右されている。有資格者の知識水準を質的に保証する仕組みが整備されておらず、司書養成教育の質的保証は各機関に委ねられているため、機関間格差が存在していることが指摘されている<sup>2</sup>。

欧米では、第三者機関による専門職教育プログラムの質保障制度が確立されている国がある。たとえばアメリカでは、アメリカ図書館協会（American Library Association: ALA）が図書館情報学プログラムの質を保障する認証制度（accreditation）があり、プログラムの適格認定を行い、基準に達しない教育を排除している。だが日本では司書課程のカリキュラムは全国同じであるが、司書課程への認証制度がなく、教育修了後の国家試験も行われないため、どの教育機関で学んだかによって、司書として身に着けるべき知識や技術にかなりの差が生じてしまう。司書課程の受講者数も、司書講習を除き制限しているわけではないので、毎年多くの資格取得者を輩出している。このように、教育の質が保障されておらず、資格者数の量的コントロールも行われていないことが、司書職養成の問題の一つである。

#### (2) 資格と職の関連性の問題

公共図書館の数は1960年代後半より急増し<sup>3</sup>、図書館職員を一般行政職として採用するのではな

く、専門職である司書職として採用を積極的に進める自治体が見られた。だが司書の専門性をさほど必要としない貸出サービスを軸とする利用拡大戦略が全国的に広まったこともあり、大学での図書館学専攻や司書資格取得を図書館職員の採用要件としない自治体も多かった。専門職採用の代わりに、司書資格を持たない一般行政職の自治体職員を多数図書館現場に配置したこともあり、公共図書館は司書資格者の受け皿として機能しなかった。

さらにバブル経済崩壊後の地方自治財政の悪化に伴い、専門職としての司書職採用は減少した。有資格者は資格を生かす場を失い、労働市場での需給バランスは崩れた。正規職員としての採用は、全国で年間100にも満たない状況である<sup>4</sup>。一方で指定管理者制度の導入により、派遣や非常勤など不安定な身分での雇用は拡大している。研究者の調査（LIPER）でも、「司書資格取得者が卒業後図書館正職員になる機会が減少し、多様な勤務形態で図書館に就職司書資格取得後、専任図書館員となる学生が減少している」ことが確認されている<sup>5</sup>。なお採用されても、有資格者と無資格者の給与や仕事内容等には違いがないことが多く、資格と労働環境の関連性はほとんど認められない。

辻は職業資格を「業務独占資格」、「名称独占資格」の二つに大別している。「業務独占資格」とは、「有資格者だけが業務を行うことができ、無資格者がもしその仕事をするとならば何らかの罰則を受ける」資格である。一方「名称独占資格」は、「無資格者でも同じ業務に就くことは可能であるが、無資格者がその名称を使用することを法規で禁止している資格」である<sup>6</sup>。

司書資格は、無資格者も業務を行うことができ罰則もないことから、業務独占資格ではない。また「司書」は、「図書館に置かれる専門的職員」（図書館法第4条）との法的規定しかなくおらず、無資格者の名称使用に関して法律で禁止されているわけではないので、名称独占資格でもない。ゆえに司書は「業務独占資格」「名称独占資格」どちらにも当てはまらず、仮に無資格者が業務を行っても、法的な制限を受けることはない。それどころか図書館に司書を置かなければならないとの法的規定もない。このことが、司書資格が雇用や待遇面に強く影響しない要因となっているのである。

### 1.1.3 フィリピンの取り組み

日本の図書館専門職制度では、養成教育への認

証や認定試験が行われていないため、教育修了者の質を第三者的に保証できる制度がなく、司書資格が労働市場参入への絶対条件となっていない。

阿形は、資格の効用には「教育や訓練の結果としての資格」である「出口」での効用と、「能力や品質の証明書としての資格」である「入口」での効用の二つに区分しているが<sup>7</sup>、司書資格では、専門職の質を「出口」「入口」でチェックし、保障する機能が働いていない。ゆえに図書館現場において有資格者の質が信頼されず、資格が採用要件とならないという悪循環の要因となっている。だがこのような問題は日本に限らず、図書館学教育が1950年代以降に発展した海外で多く見られる。

たとえば日本の司書養成教育と類似の問題を抱えていた国にフィリピンがある。フィリピンは、アメリカ植民地時代より大衆的な高等教育や公共図書館が発達していたことから、早くから大学での図書館学教育が行われていた。さらに独立後は、経済成長と人口増加を受けて教育機関が急増し、図書館も広く普及したことから、就職先に図書館を希望する学生が増加、都市部の国立大学や私立大学を中心に、多くの図書館専門職養成プログラムが設けられた。だが日本と同様、教育機関の「出口」、労働市場の「入口」で、専門職の質を保証する制度はなかった。ゆえに専門職としての社会的地位は低く、待遇が向上しないことが、フィリピン図書館界での共通課題となっていた。

日本とフィリピンとは多くの異なる点があるが、図書館専門職を取り巻く状況についてはいくつもの類似性をみることができる。たとえば図書館学校がアメリカの援助で建てられ、アメリカのカリキュラムに基づいた教育が始まったこと、国内の大学の数と大学進学者数が多く、図書館学教育を行なう大学が国内に150以上あり、特に私立大学に多いことなどである。中でも日本の図書館界にとって参考となるのが、長い間、大学での教育のみで国家資格は存在していなかったのに、ある時期にこれが導入されたことである。国家資格が導入されたことで、資格専門職制度の形成が本格化するようになった。

そこで本稿では、①国家資格制度の成立背景、②資格制度導入の意義、③日本との違いはなにか、の三点のリサーチクエスションにもとづいて、フィリピンの図書館専門職養成制度を検討する。

## 1.2 先行研究

本節ではフィリピンの図書館専門職養成の先行研究について整理する。フィリピンでは、第二次世界大戦以前より図書館学教育が始まり、戦後、東南アジアで最も早く図書館学の大学院が開講されている。本来であれば研究の進展が大きく期待される場所である。しかし、現在に至るまで国内にLISの博士課程がなく、教員の研究活動も熱心に行われていないため、研究論文は非常に少なく、フィリピンのLIS教育を専門とする研究者はごくわずかである。

それでも1960年代には、アメリカの直接的な教育を受けた世代が活躍し、Damaso<sup>8</sup>、Siega<sup>9</sup>、Consuelo Cabanero & Tann<sup>10</sup>などが、独立後のLIS教育の歴史をまとめている。1980年代からはフィリピン大学のVallejoがフィリピンのLIS教育研究を行っている<sup>11</sup>。1990年代になるとさらに歴史研究が進み、スペイン及びアメリカの植民地時代の図書館や図書館学教育について研究したHernández<sup>12</sup>や、その後継研究としてフィリピン独立後から2000年までの図書館学教育を対象としたPerezによる修士論文がある<sup>13</sup>。同書では全国の図書館学校について調査を行っているが、フィリピンでは図書館や図書館学教育に関する全国調査が専門職団体によって行われていないため、その意味でも貴重な研究となっている。しかしいずれも、図書館学教育の歴史を編年体で記述するのみであり、図書館学教育の変容をもたらした影響などを論考したものではない。

なお図書館員のための国家試験制度導入を定めたライブラリアンシップ法(後述)に関しては、Santos<sup>14</sup>によるIFLA(国際図書館連盟)総会やCONSAL(東南アジア図書館員会議)での発表などが唯一の研究である。しかし他の専門職教育や国の専門職制度との関連などについて言及されていないため、フィリピンの専門職制度におけるライブラリアン資格の位置づけや、ライブラリアンシップ法の意義が明らかにされていない。また、フィリピンの図書館学教育について、日本では北村によるライブラリアンシップ法についての紹介<sup>15</sup>があるが、法制度改革の概要をまとめたのみであり、ほとんど研究されていないといっても過言ではない。

## 2 フィリピンの高等教育

本章では、フィリピンの専門職教育や専門職資格制度の中の LIS 専門職の位置づけを検討するために、制度形成の歴史的経緯について述べる。

### 2.1 植民地時代における高等教育の始まり

1898年4月に起こった米西戦争においてアメリカはスペインに勝利した。同年12月のパリ講和条約によって、アメリカはスペインの植民地であるフィリピンの統治権を獲得し、ここにアメリカによるフィリピンの植民地化は始まった。

アメリカの行政官は、フィリピンの民衆に技術を習得させ、民主的価値を教えることによって、スペイン統治期からの地主階層による民衆支配を打破し、自立した個人を創生することで、経済的不均衡を是正しようとした。そこで無償の公立小学校制度拡大と普及を推進し、さらに英語教育と職業教育に重点をおいた<sup>16</sup>。1901年に制定された「教育法」<sup>17</sup>では、公教育の実施や合衆国からの教師の派遣が定められた。同年合衆国から約600名程度のアメリカ人教師がフィリピンへと派遣され、英語を教授用語とした七年制の無償の初等教育が始まった。また102人のフィリピン人教師がアメリカに派遣された<sup>18</sup>。なお後述するが、教師の中には図書館の設立に関与する者もいた。

さらにアメリカ統治政府はフィリピン大学 (University of the Philippines) や、フィリピン教育大学 (Philippine Normal University) などの国立大学を設立し、リベラル・アーツ、教員養成、医学、農学、工学、商学の分野での高等教育を開始した。リベラル・アーツ、医学、農学の機関は後に総合教育へ統合された、教員養成などの実践的分野は、独立機関としての立場を保った<sup>19</sup>。

一方で、急速な入学人口の拡大を受けて、政府は1930年代中頃までに私立の大学やカレッジの開校を多く認可するようになっていた<sup>20</sup>。アメリカ統治政府は公教育省 (Department of Education) を通じて私学教育の監督を行ったが、基本的には自由放任の姿勢をとった。アメリカが進めた教育の機会均等促進により、フィリピン人の中には貧しい者でも金持ちになる機会があるという「信仰」が広まったため高等教育の希望者は増加し、私立大学は黒字であった<sup>21</sup>。第二次世界大戦の開戦時には、約47の公立・私立の高等教育機関に4万245人が在籍していた<sup>22</sup>。

このようにフィリピンには、大衆教育や女子教育など、アメリカ・モデルの高等教育の優れた特徴が取り入れられた<sup>23</sup>。アメリカは高等教育だけでなく、後に述べるようにフィリピンの図書館専門職教育の導入と発展にも大いに寄与し、フィリピンは図書館学においてもアメリカ・モデルの継承者となっていくのである。

### 2.2 戦後の高等教育の拡大と質の低下

第二次世界大戦後、高等教育の入学人数は増加の一途をたどり、その受け皿として私立のカレッジや大学がさらに発展した。1968年度には659の機関が登録されており、そのうち566校(86%)が私立のカレッジや大学だった。1970年代初頭には、高等教育機関への入学者のうち95%が私立のカレッジや大学に入学した<sup>24</sup>。

私立学校の管理は、公教育省の私学教育局 (Bureau of Private Education) が担ったが、職員や資金不足も影響し、積極的に管理を行うというよりも、最小限の基準によって監督をするのみであった<sup>25</sup>。フィリピン政府も私立大学に関しては自由放任主義の立場をとっていたため、質の管理がほとんど行われない学校を過剰に生み出してしまった<sup>26</sup>。高等教育機関の増加はその後も続き、CHEADの2004年度統計ではフィリピン全土の高等教育機関1,714校のうち、私立は1,443校と全体の84%を占めた。入学数でも全体の約240万人のうち、私立に通う学生は約158万人と私立入学人数は全体の約66%を占めている<sup>27</sup>。

このようにフィリピンの高等教育機関は現在に至るまで、圧倒的多数の私立のカレッジや大学が高等教育志願者の受け皿となってきた。しかし教育の質が改善されなかったため、フィリピン大学、私立のアテネオ大学 (Ateneo de Manila University)、デラサール大学 (De La Salle University) の「御三家」大学を除き、高等教育機関は専門職教育機関としても研究機関としても、かなりの機能不全に陥っている<sup>28</sup>。

### 2.3 1990年代以降の高等教育改革

1970年代から80年代にかけてのマルコス政権のもとで、フィリピンは政治経済の長期停滞期に入っていた。高等教育の制度改革が本格化したのは、1986年に誕生したアキノ政権である。アキノ政権は教育政策を国の優先課題と定め、中期開発計画 (1999-2004年) で高等教育分野の予算配

分の増加などを打ち出した<sup>29</sup>。高等教育の質をめぐる問題についても、大統領自身も「量的にはかなり増大したが、教育の質は深刻なほど低下している」<sup>30</sup>と認識しているように、高等教育改革の最優先課題の一つとされた<sup>31</sup>。制度変革は1994年に行われ、高等教育を一元的に所轄する機関として新たに創設されたのが高等教育委員会(Commission on Higher Education: CHED)である。CHEDは国立・私立両方の高等教育機関の管理、単位認定や評価機能を行う大統領府の組織である。CHEDによる「高等教育基金」(Higher Education Fund)は、組織運営の支援、施設・設備の改善、教員の質の向上や研究など、すべての大学・カレッジの質的向上に使われている<sup>32</sup>。また高等教育の認証機関として、「フィリピン学校・大学資格認定協会」、「キリスト教系学校・カレッジ資格認定協会」、「フィリピン大学資格認定委員会」の3機関が設けられた<sup>33</sup>。

教員から構成された「テクニカル・パネル」では、アクレディテーション機関に対する支援、新設の専攻科目プログラムの認定、資格などの評価基準の方針を決定に対する援助を行っている他、教育水準に関する国家的政策や、国家のニーズを満たすための高等教育計画を立案している<sup>34</sup>。

### 3 フィリピンの専門職教育と資格

#### 3.1 専門職教育

独立前のフィリピンの高等教育の基本理念は、専門職教育＝カレラ(carrera)<sup>35</sup>であった。法学や医学や進学などのカレラは、スペイン植民地時代から根付いていた<sup>36</sup>。アメリカ統治期には、工学、会計学、商業科学、教員訓練、歯科、看護、農業などの新しい分野の職業教育が始まった。大学では最初の二年間を一般教育で、後半の二年間を専攻分野の専門教育を受ける、アメリカの四年制大学のカリキュラムが継承された。しかし専門的な教育を受けた教員が不足していたため、専門課程の水準は低いままであった<sup>37</sup>。

高等教育機関と同様に専門職教育の質の低下も問題となる中、専門職教育の質の管理の不備を補完する制度が、以下に述べる専門職試験である。

#### 3.2 専門職資格

アメリカの専門職制度の影響を受けて、フィリ

ピンでも独立以前よりいくつかの領域で専門職が誕生し、専門職協会が結成された。たとえば会計士は1925年12月より専門職試験や資格の付与を行っている。なお図書館の専門職団体の結成も1923年と古いが、試験や資格の付与は行っていなかった。第二次世界大戦後はさらに専門職団体の数は増え、一つの専門職に複数の団体が結成されるようになった<sup>38</sup>。

専門職に関する取り締まりと管理を担当するために設けられたのが、大統領府直属の政府機関である専門職規制委員会(Professional Regulation Commission: PRC)である。PRCはマルコス政権期の1973年に設立され、専門職の実務を統治する技術的倫理的な基準を含めた、様々な法政策を実行してきた<sup>39</sup>。また1975年には、PRCによる専門職団体の認証(accreditation)が始まった<sup>40</sup>。なお各専門職の試験は、試験委員会事務局(Office of the Boards of Examiners)の監督下で行われた。

2000年12月には「専門職規制委員会現代化法2000」(Professional Regulation Commission Modernization Act of 2000, RA8981)が施行され、PRCの機能が変わった。専門職試験(board examinations)は、専門職ごとに作られた各種委員会(board)によって行われ、PRCは各試験委員会の管理、実行、調整、監督を行うこととなった<sup>41</sup>。

またPRCによって認証を与えられた専門職団体は、「認証専門職機関」(Accredited Professional Organization: APO)とされている。各専門職領域の中から一つないし二つの団体が選ばれている。APO自体は試験の実施には直接関与しないが、試験準備などで関係する専門職規制委員会を支援することが定められている。なお試験の合格者は自動的にAPOに登録される。2010年現在では、43の職種<sup>42</sup>がPRCによって専門職とみなされている<sup>43</sup>。

#### 3.3 専門職資格の意義

私学に対する自由放任主義のもとで高等教育機関が急速に増加したこともあり、1990年代に入るまで、国による高等教育機関の質と量のコントロールは実質的に行われていなかった。ゆえに教育の質に関しては大学間での格差が拡大していた。そして、質の差による弊害が顕著に現れるのが、職業と直結した教育を行っている専門職教

育の分野である。

PRC の専門職試験が行われない分野では、教育の質の管理はほとんど、あるいは全く行われていない。そのため卒業生の質は、在籍した教育機関によって、専門分野での能力がほとんどゼロの人から国際的なレベルに達している人までかなりの格差が生じることとなる<sup>44</sup>。ゆえに教育資格は、専門職の質を保証するツールとしてはきわめて信頼性が低く、各教育機関の質の違いを補完し、専門職の質を標準化するためにも、教育資格以外の職業資格、つまり PRC による専門職試験がきわめて重要であるとみなされている。特に近年、フィリピン政府による海外就労の推進により海外出稼ぎ労働者（Overseas Filipino Workers: OFW）が急増しているが、OFW 受入国ではビザの発給に際し教育資格や専門職資格を重視することもあり、職業資格の取得は待遇のよい仕事を手に入れる上で、ますます重要となってきた。

一方で、専門職試験自体も教育機関や教育課程の評価に大きく影響している。フィリピンの大学やカレッジに行くと、専門職試験合格者の氏名と顔写真がビルボードに大きく掲げられており、合格者数は大学の名声に直結している。つまり試験の合格者が多ければ多いほど大学のステータスは高まり、志願者数も増え、寄付金や助成金が集まりやすくなる。専門職試験はいわば、ヒトやカネを呼び込むための格好の宣伝材料なのである。このようにフィリピン社会では、専門職試験の成績にはほぼ全幅の信頼が置かれており、「それ以外の基準はない」<sup>45</sup>のである。

## 4 図書館専門職養成教育

### 4.1 アメリカ植民地時代における始まり

フィリピンの LIS 教育の始まりはアメリカ植民地時代にさかのぼる。アメリカはフィリピン国内に図書館を建て、アメリカ人スタッフが運営に当たっていた。フィリピン図書館（現在の国立図書館）のジェームズ・ロバートソン（James Robertson）館長は、アメリカ人スタッフだけでなく、見習いとしてフィリピン人スタッフの登用を行っていたが、将来的にはフィリピン人が図書館の運営を行えるように準備しておくべきだと考えていた。1910 年の主要図書館員のラウンドテーブルの会議で、フィリピン人ライブラリアン

養成のための学校の設立が話し合われた<sup>46</sup>。アメリカ人の科学局の司書であるメアリー・ポーク（Mary Polk）とロバートソン館長が尽力し、国立フィリピン大学に、フィリピン図書館と科学局の図書館助手を訓練するためのコースを開くことが決まった<sup>47</sup>。

1914 年に初めての図書館管理（Library economy）コースがフィリピン大学で開始され<sup>48</sup>、1916 年からは、4 年制のカリキュラムがフィリピン大学教養学部を導入された。このプログラムでは、人文自然科学 92 単位、図書館学 36 単位の合計 128 単位が取得要件である図書館科学学士（Bachelor of Science in Library Science）の他<sup>49</sup>、教養学士、哲学士の 3 つの学位いずれかが授与され<sup>50</sup>、1921 年度からは教育学学士で図書館学を主専攻・副専攻とするコースも始まった<sup>51</sup>。このように、現在のフィリピンの図書館学関連の学位の多様性は、LIS プログラムの導入初期からのものだった。

図書館学のコースは設立当初から教員の不足という問題を抱えており、フルタイムで教える教員がまったくいなかった<sup>52</sup>。すべての教員は図書館で働くライブラリアンを兼務していた。ポークと公立学校局（Bureau of Public School）の英語教師のルイス・オズボーン（Lois S. Osborn）はマニラ婦人クラブの支援を受けて、フィリピン人をアメリカの図書館学校に送る奨学金を作るための法案制定運動を始めた。運動の結果、2746 法（Act 2746）、通称「図書館奨学金法」（Library Scholarship Law）が 1918 年 2 月 18 日に制定され<sup>53</sup>、1918 年から 1921 年の間に合計 7 名のフィリピン人が奨学金を得てアメリカへ渡り、様々な図書館学校で学んだ<sup>54</sup>。留学を終えた奨学生はすべてフィリピンへ帰国し、フィリピンの図書館や教育機関で指導的な役割を果たした<sup>55</sup>。

フィリピン大学では 1932 年度までに 301 名が図書館学を学んだ。最も多かったのが教育学を専攻する学生であった<sup>56</sup>。またフィリピン教育学校では、オズボーン女史が学校図書館司書を養成するためのコースを 1917 年に始めた。

私立の大学も図書館学教育に関与するようになり、最初はフィリピン最古の大学であるサント・トマス大学（University of Santo Tomas）で、1932 年より教育学部で図書館学コースが開始された。さらにフィリピン女子大学（Philippine Women's University）では 1940 年に、セブ島の

サン・カルロス大学 (University of Sao Carlos) では 1950 年に、イロイロ島のサン・アウグスティン大学 (University of San Agustin) は 1953 年に図書館学のコースが始まった。しかし日本軍による占領が始まると中断された<sup>57</sup>。

## 4.2 戦後の図書館学教育の拡大

第二次世界大戦後の 1946 年、戦前から開講されていたフィリピン大学などの図書館学のプログラムは再開された。さらに戦後新たに開設された私立大学やカレッジでも次々と開講され、図書館学は一般的な学問領域となった<sup>58</sup>。

戦前より図書館学教育を開講していたフィリピン大学では、公共図書館や学校図書館で働く専門職を養成するプロフェッショナルスクールとしてのステータスを高めるために、学部課程の組織の改編を行った。図書館学科は教養カレッジの人文学部に加えられ、図書館科学学士が授与された。また小規模の図書館で図書館アシスタントになることを希望する学生には、プログラムを副専攻で選択することも可能となり、図書館で働く意思はないが本の知識を増やしたいという学生には選択科目として提供された<sup>59</sup>。

### 4.2.1 大学院のはじまり

学部課程での LIS プログラムがいち早く始まったフィリピンでも、大学院でのプログラムの開始は 1961 年になってからであった。国内に大学院がないため、学生たちはアメリカの大学院で LIS 関連の学位を取得した。1950 年代後半には、公共図書館、学校図書館、大学図書館の他、銀行や保険会社、病院などの専門図書館で、アメリカで取得した学位を持って働くフィリピン人ライブラリアンが多くみられた<sup>60</sup>。

国内の大学院での図書館学コースは 1952 年にフィリピン大学文学部に初めて開かれ、文学修士図書館学専攻の学位が授与された<sup>61</sup>。さらに翌年にはサント・トマス大学、1956 年にはフィリピン女子大学 (Philippine Women's University) と、私立大学でも相次いで大学院での図書館学プログラムが開始された<sup>62</sup>。

1961 年 6 月にはフィリピン大学に図書館学の大学院 (Institute of Library Science) が設立された。開学に際しては、ロックフェラー財団の援助を受けて、ALA の管理のもとで 3 名のコンサルタントと客員教授が派遣された。これは図書館

学のみ「独立した施設」<sup>63</sup>であり、他の学部から「切り離された学位授与機関」<sup>64</sup>という性質もあり、図書館学学士 (Bachelor of Library Science) と図書館学修士号 (Master of Library Science) の学位を授与している。またフィリピン大学には他の大学とは異なり独自の予算と教員採用権が認められていることから、フルタイムの専任教員を雇うことができた<sup>65</sup>。「図書館学の完全な専門大学院プログラム」であり、「高い水準の図書館学教育」<sup>66</sup>を行う大学院教育は、図書館員の社会的地位の向上に結びつくことが図書館界から期待された<sup>67</sup>。

### 4.2.2 私学での発展

前述のように、フィリピンの高等教育機関は私立の大学やカレッジが大半を占めるが、LIS プログラムのほとんどは私立の教育機関で開講されている。その私学の拡大が急速に起こったのが 1950 年代である。

当時、公共図書館や学校図書館、専門図書館など、各種図書館への就職状況が非常に良かったこともあり、図書館プログラムは人気を集めた。1950 年代には新設の私立大学で次々と図書館プログラムが開かれた。イリノイ大学の Elizabeth Chambers によって行われた 1960 年の非公式調査によると、39 の私立の教育機関での図書館学のコースの提供が政府から認可されている<sup>68</sup>。国立大学はフィリピン大学と教育大学の 2 校のみであり、図書館プログラムは主に私学で開かれていたことがわかる。

図書館プログラムの人気を背景に、私立の大学ではいずれも、多くの学生数を受け入れていた。1950 年代後半にはマニラの大規模大学、ファー・イースタン大学で 120 名、図書館学の歴史が長いサント・トマス大学で 130 名が 2 年間の LIS コースに入学している<sup>69</sup>。しかし学生の急増に教育環境の整備が追いつかず、教員もライブラリアンを非常勤講師として採用するなど、教育の質が維持されているとは言い難い状況にあった。

### 4.2.3 教育資格の質の問題

図書館学は、学士課程と修士課程で開かれていた。しかし私学の「自由放任主義」のもとで様々な学部で図書館学コースが設けられた結果、1990 年代初頭には、様々な学位が与えられるようになっていた。またフィリピン大学のように専門職学位を置くところは少なく、多くが教育学部や人文

学部での専攻であった。(表1, 表2参照)

Vallejo はフィリピンの LIS 教育機関に共通する問題点の一つに「図書館学校の基準がないこと」をあげており<sup>70</sup>, このことが, 学位の種類や, 科目の名称や内容が教育機関や学部によって違うなどの混乱を招いた。高等教育機関の質の格差も影響して, 教育資格としての学位の信頼性は図書館学においても低いものであった。

図書館学領域に限らず, フィリピンの教育資格は専門職の質の証明とは認識されていないため, 先にも述べたように, 国が実施する職業資格による質の証明が重視されている。ゆえに図書館界でも専門職としてのライブラリアンの地位を公的に認定するために, PRC による試験の実施が必須であると考えられてきた。しかしライブラリアンへの制度化は遅れ, 各大学での図書館学プログラムは増えても, PRC の試験が行われないうライブラリアンの社会的地位は低いままであった。そのため図書館学プログラムへの入学者の数は減少し, 学生の質も低下していった<sup>71</sup>。

学位の名称	機関
Bachelor of Library Science: BLS	2
Bachelor of Arts (major in library science): AB	3
Bachelor of Science in Education (major or with specialization in library science): BSE	27
Bachelor of Science in Elementary Education (with specialization in library science): BSE ED	11
Bachelor of Science in Library Science: BSLS	1

表1: 授与される学位の名称と授与機関数 (学士号)<sup>72</sup>

学位の名称	機関
Master of Arts in Library Science: MALS	8
Master of Library Science: MLS	2
Master of Science in Library Science : MSLS	1
Master of Arts in Education (with specialization in library science): MAEd	1
Master of Arts in Teaching (with specialization in library science): MATLS	1
Master of Education (with specialization in library science): MEd LS	3

表2: 授与される学位の名称と授与機関数 (修士号)<sup>73</sup>

## 5 LIS 国家資格制度

### 5.1 図書館協会の運動

PRC の試験には, 専門職団体の存在が前提となる。フィリピンには館種別や地域別に図書館員の専門職団体が複数あるが, 図書館員の専門団体で現在国に認可されているのは, フィリピン図書館協会(Philippine Librarians Association, Inc.: PLAI)のみである。PLAI は 1923 年 10 月に設立され, 他の専門職団体と比較しても長い歴史を持っている。しかし 1975 年の PRC の認証の開始時には, 専門職団体として認められなかった。

ライブラリアンの専門職としての法的地位の確立を目指して, 図書館員らは館を超えて協力し, 1960 年代から 80 年代にかけて複数の法案を上院・下院に提出するなど積極的なロビー活動を展開した。しかしながら法案は幾度も却下され<sup>74</sup>, 1990 年に「フィリピン・ライブラリアンシップ法」(Philippine Librarianship Act)が制定されるまでには 30 年近くの歳月を要すことになった<sup>75</sup>。

### 5.2 ライブラリアンシップ法

#### 5.2.1 ライブラリアンシップ法の特徴

ライブラリアンシップ法の特徴は, PRC の下に設けられた「ライブラリアン評議会」(Board for Librarians) が実施する専門職試験の合格者を「専門職ライブラリアン」(Professional Librarian) と定義し, その業務範囲を明らかにしたところにある。法律には試験の受験資格や内容, ライセンスの発行も細かく明記されている。

2003 年には改正され, ライブラリアンの役割を「国民の知的能力の向上を図り, 図書館サービスを国家開発の構成要素とすること」が新たに示された。またライブラリアン評議会の名称を「ライブラリアン専門職規制評議会」(the Professional Regulatory Board for Librarians, 以下「評議会」と変更し, マルチメディア資料の取扱いを試験に盛り込むことが定められた。

#### 5.2.2 国家試験とライセンス

国家試験は LIS の学士号 (BLIS) か修士号 (MLIS) いずれかの取得者のみが受験することができる<sup>76</sup>。試験内容と配分割合は, 「マルチメディア情報源の選定と収集」(15%), 「目録と分類」(20%), 「索引と抄録」(15%), 「レファレンス, 書誌編纂, 情報サービス」(20%), 「専門職に影



響する法律、動向、業務を含めた図書館・情報サービスの組織、運営と開発」(20%)、「情報技術」(10%)である。全体の正答率が75%以上であり、すべての科目の正答率が50%以上であることが合格の条件である。もし50%以下の科目が一つでもあった場合は、再受験しなければならない。2005年までの統計では計14回行われ、6,378名が受験し、3,004名が合格した。平均合格率は47.09%となっている<sup>77</sup>。

試験の合格者はPRCと評議会が発行する「登録証」(Certificate of Registration)「専門職身分証」(Professional Identification Card)を受け取る。ライセンスは3年毎に更新するが試験はなく、PRCへの更新手続きと手数料のみで済む。また試験合格者は自動的にPLAIに登録される<sup>78</sup>。

なお例外として、定められた要件を満たしている現職の司書は、必要な手続きを踏むと試験を免除されてライセンスを取得できる<sup>79</sup>。この例外的措置により、2006年3月までに1,775名が試験を受験せずライセンスを取得した<sup>80</sup>。

#### 5.2.3 ライブラリアンシップ法の影響

BLISやMLIS学位の取得が国家試験の受験や図書館での就職に必須となったことで、教育機関でも対応に追われることになった。たとえば学部名を図書館学から図書館情報学に変更し、IT関連の科目を導入するなど、各大学では試験内容を意識したカリキュラムに変更している。

独立後、LISプログラムは拡大を続けてきたが、入学者の減少などもあり1980年代になるとプログラムの新設の動きは鈍化した。しかしライブラリアンシップ法制定後、新たに設けられるコースも増えた。Perezの調査では、2000年の時点で教育学部の図書館情報学専攻(主専攻・副専攻)など、学部課程で図書館関連の学位を授与している大学は延べ128大学にのぼっている。大学院では29大学あり、最も多いのが教育学修士の図書館学専攻である。BLISは3大学、MLISは2大学院が授与している<sup>81</sup>。

一方で各図書館ではライセンスの所有を前提とした雇用や昇進などの人事システムの見直しが行われた。例えば国立図書館では法制定後、すべての司書がライセンスを取得している。新規採用もBLISもしくはMLIS学位とライセンスの両方を所有することが前提となっている。

## 6 まとめ

本章ではリサーチクエストに基づき、フィリピンの養成制度の成立背景、意義、日本の養成制度への援用可能性についてまとめる。

### 6.1 国家資格制度の成立背景

フィリピンではアメリカ植民地時代から、専門職教育の団体が結成されており、団体によっては独自の資格付与も行っていた。国による専門職資格の管理が始まるのは1970年代に入ってからである。専門職教育も、実学重視の傾向があることから大学で早くから行なわれていたが、教育機関の質の格差が顕著であるため、専門職学位のみでは専門職と見なされなかった。フィリピンでは専門職認定は、「出口」資格の「教育資格」ではなく、「入口」資格のPRCの専門職試験合格による「職業資格」を基準としており、教育資格は、専門職試験の受験要件にすぎない。

したがって、大学や大学院での専門職プログラムがあっても、職業資格が与えられない図書館専門職は、国内で法的・社会的にも専門職として認められてこなかった。専門職団体のフィリピン図書館協会は1923年に結成されていたが、後進の専門職が次々と国家資格付与の認定を受ける中で、図書館専門職の職業資格が認定されるまでに70年近くの歳月がかかった。専門職ステータスの確立は図書館界の目標であり、専門職として認定される資格制度成立は、長年の悲願であった。

ここまで認定が遅れた理由、そしてなぜ1990年になって法律が制定され、試験が導入されたのかについての政策的背景は明らかになっていない。ひとつ推察すれば、1990年のPRCの組織改変のときに、図書館専門職だけでなく、他の専門職への資格制度も成立している。この機に「図書館協会による長年のロビー活動」によって成立したとの仮説が成り立つ。今後の研究課題としたい。

### 6.2 国家資格制度導入の影響と問題点

国家資格制度導入の意義としては、図書館専門職が「専門職」であると法的に認定されたこと、そして「資格と職の関連性」が明確になったこと、の二点があげられる。さらに国家資格の影響と法制度に内在する問題点について、関係者へのインタビュー調査<sup>82</sup>を踏まえながら指摘する。

図書館界がライブラリアンへの「専門職」認定

を長年主張してきた一番の理由は、図書館員の待遇の向上を主張するためであった。それでは法的な認定により、図書館専門職の待遇は変化したのだろうか。国立図書館、市立図書館、大学図書館の図書館員へのインタビューからは、資格制度が導入されたことで、採用や昇進時に国家資格が必要とされるようになったが、給与などの待遇改善には直接的に影響していないことが明らかになった。ライブラリアンが法的に専門職として認められたと言っても、ライブラリアンの給与額が一律に上昇したわけでもない。国家資格を取得しても自動的に昇進や昇給されることはなく、従来通り空きポストへ応募し合格しなければ、昇進や昇給はかなわないのである。なお上のポストになるほど、国家資格だけでなく、図書館情報学の修士号や研修の参加、研究発表など応募に際しての要件も増える。国家資格は図書館専門職の労働市場へ参入する最低限の要件にすぎないのである。

一方、国家資格が職業への「入口」要件となったことで、教育機関は「出口」としての質をより求められるようになった。資格試験合格者の名前と所属の学校は公開され、合格者が多い大学は名声を高めるため、カリキュラムの再編成や、独自の講座を開くなどする大学もある。図書館専門職養成教育には国の統一カリキュラムはないので、資格試験の実施が、大学で学ぶべき図書館専門職に必要な知識の平準化に貢献していると言える。

次に問題点について指摘する。国家試験の導入で、図書館員の質が向上することへの期待がある。確かに教育機関の質の格差が大きいフィリピンでは、国家試験導入は専門職の質の全体的な向上をもたらすことが期待できる。しかし問題なのは、例外規定により相当数の現職ライブラリアンが無試験で資格を取得できることで、最新の技術や知識に欠けたまま資格を取得する可能性が出てくる点である。試験を免除されるのは「5年以上の図書館での職務経験者」であるが、教育を受けた当時と現在とでは、教育内容や身につけた知識にもかなりの違いが生じていることが推察される。特にこの十数年で ICT 技術の進展は目覚しく、フィリピンの図書館界でも ICT 技術の利用が進み、ライブラリアンにはその知識が求められている。国家試験でも法改正して、当初はなかった「マルチメディア」など ICT 関連の知識を問う科目が設けられたほど、ライブラリアンの専門的知識の一部として ICT の知識は重視されているのであ

る。ところが免除規定により、今日の図書館界が最も重視している知識に欠けたまま資格を得ることが可能になっているのである。例外規定がどのような背景で導入されたかは明らかではないが、最新の技術や知識を持つ質の高いライブラリアンの輩出を、例外規定が妨げていることになる。

### 6.3 日本の養成制度との違い

最後に日本とフィリピンの制度の違い、フィリピンの制度から学べる点を指摘して終わりたい。

本稿では日本の養成制度の問題点として、「養成教育の質の問題」と「資格と職の関連性の問題」の二点をあげた。フィリピンでは図書館学校の基準がないため教育の質は悪く、「出口」資格である学位に対する信頼性を低下させていた。しかしこのことは図書館領域に限ったことではなく、他の領域でも同様であった。そのためフィリピンでは教育資格ではなく、専門職の「入口」要件となる職業資格を重視し、専門職の認定資格とした。

日本でも教育資格はいわばインフレ状態にあり、専門職の質を統制する機能を失っている。

図書館界では検定試験の提唱など、教育資格を補完する職業資格制度の導入が長年主張されてきた。だがフィリピンのように国による公的資格が導入される見込みはなく、現在では日本図書館協会や研究者が主体となった資格が始まっている。しかしそれらの民間による資格は、自己研鑽の修了書であり、司書資格と同じ「出口」資格である。

職業への「入口」要件となっておらず、司書の専門性を全体的に高めることに貢献できないことが危惧される。

## 注

1 日本図書館協会図書館学教育部会編『日本の図書館情報学教育：図書館情報学開講大学一覧：図書館情報学教育担当者名簿』日本図書館協会，2005，p.10.

2 渡邊齊志 “司書職制度の限界” <田村俊作，小川俊彦編『公共図書館の論点整理』勁草書房，2008>

3 日本図書館協会編『日本の図書館』日本図書館協会，1964年～2009年を参照。

4 根本彰 “図書館員養成と大学教育” <図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』勉誠出版，2006> p.3.

- 5 三輪眞木子他 “大学における司書・司書教諭教育の実態” <日本図書館情報学会編『2005年度日本図書館情報学会春季研究会発表要綱』日本図書館情報学会, 2005> p.39-42.
- 6 辻功『日本の公的職業資格制度の研究－歴史・現状・未来－』日本図書センター, 2000, p.325-326. なお「名称独占資格」には, ①「技能検定」を伴う資格, ②「技能審査認定制度」に基づいて創設された資格, ③「社内検定認定制度」に基づいて創設された資格, も含まれる。
- 7 阿形健司 “職業資格の効用をどう捉えるか” 『日本労働政策雑誌』 vol. 52, no.1, 2010, p.21.
- 8 Damaso, Consuelo. “Library Education in the Philippines,” *Journal of Education for Librarianship*, vol.6, no.4, 1966, p.310-317.
- 9 Siega, Gorgonio D. “*Librarianship as a Profession in the Philippines*,” in Siega, Gorgonio D. ed. *Proceedings of the First Regional Seminar of College and University Librarians, Visayas and Mindanao Area, Nov. 11-13, 1968*. Dumaguete City: Silliman University Library, 1969, p.1-140.
- 10 Cabanero, Angelica A. and Tann, Filomena Mercado. “Libraries and Librarianship in the Philippines,” *IFLA Journal*, vol. 6, 1980, p. 81-95.
- 11 Vallejo, Rosa M. *Philippine Librarianship: A Historical Perspective*. Manila, The National Library, 1981, p. 1-23.
- 12 Hernández, Vicente Stabile. *History of Books and Libraries in the Philippines, 1521-1900: A Study of the Sources and Chronology of Events Pertaining to Philippine Library History from the Sixteenth to the end of the Nineteenth Century*. Manila, National Commission on Culture and the Arts, 1996, p. 1-248.
- Hernández, Vicente Stabile. “Trends in Philippine Library History,” *Libraries & Culture*, vol. 36, no. 2, 2001, p. 329-344.
- 13 Perez, R Dante Orallo. *Philippine Libraries and Librarianship 1900-2000: A Historical Perspective*. Master Thesis, Institute of Library and Information Science, University of the Philippines, Diliman. Quezon City, University of the Philippines, 2004, p. 1-565.
- 14 Santos, Antonio M. “The Professionalization of Librarians in the Philippines: The Role of Library Associations,” in *World Library and Information Congress ed. Proceedings of the 69th IFLA General Conference and Council 1-9 August 2003*, Berlin, IFLA, 2003. 入手先 URL: <http://archive.ifla.org/IV/ifla69/papers/134e-Santos.pdf> (アクセス日: 2010-10-27)
- 15 北村由美 “フィリピン・ライブラリアンシップ法-専門職の法による確立-” 『カレントアウェアネス』 2004, no. 282, p.5-7. 入手先 URL: <http://current.ndl.go.jp/ca1540> (アクセス日: 2010-10-27)
- 16 武井望 “アメリカ統治期フィリピンにおける教育政策の研究動向” 『文化継承学論集』 vol. 3, 2006, p.31.
- 17 ①公教育の実施, ②文部省の設置, ③全国に置かれた視学官を通じての, 文部省による強力な教育統制, ④宗教の随意教科化, ⑤聖職者の排除, ⑥教育学校, 農業学校, 工芸学校の設立, ⑦合衆国からの教師派遣が定められた
- 18 Gonzales, Andrew. *Language Education in the Philippines*. Manila, Language Education Council, 1999, p.2.
- 19 Gonzales, Andrew F.S.C. 「フィリピンの私学高等教育: 発展途上国の私立優位」 [Private Higher Education in the Philippines: Private Domination in a Developing Country] Altbach, Philip G. ed. 『私学高等教育の潮流』 [*Private Prometheus: private higher education and development in the 21st century*]. Westport, Greenwood Press, 2000] 森利枝訳, 玉川大学出版部, 2004, p.91.
- 20 Damaso, *op. cit.*, p.312.
- 21 Wurfel, David. 『現代フィリピンの政治と社会: マルコス戒厳令体制を超えて』 [*Filipino Politics: Development and Decay*]. Ithaca, Cornell University Press, 1991] 大野拓司訳, 明石書店, 1997, p.33.
- 22 Gonzales, Andrew F.S.C. 「フィリピン高等教育への西洋のインパクト」 [The Western Impact on Philippine Higher Education] Altbach, Philip G. and Selvaratnam, Viswanathan. 『アジアの大学: 従属から独立へ』 [From Dependence to Autonomy: The Development of Asian Universities]. Dordrecht, Kluwer Academic, 1989] 玉川大学出版部, 1993, p.169.
- 23 Gonzales (1993), *op. cit.*, p.170.
- 24 Ferrer, Jose J. “Libraries in the Context of Philippine Culture,” in Ahmad bin Ali, Syed, et al. ed. *Proceedings of the First Conference of Southeast Asian Librarians, Held at the University of Singapore on 14th-16th August 1970*. Singapore, Chopmen Enterprises, 1972, p.43.
- 25 Gonzales (1993), *op. cit.*, p.166.
- 26 Gonzales, Andrew. 「フィリピン-高等教育の

過去, 現在, 未来」[The Philippines : Past, Present, and Future Dimensions of Higher Education] Altbach, Philip G. and Umakoshi, Toru ed. 『アジアの高等教育改革』[*Asian Universities: Historical Perspectives and Contemporary Challenges*. Baltimore, Johns Hopkins University Press, 2004] 玉川大学出版部, 2006, p.313.

27 CHED. “Academic Year 2004-2005 Higher Education Statistical Bulletin.” 入手先 URL: <http://www.ched.gov.ph/statistics/Updates/AY%202004-2005%20Statistical%20Bulletin.xls> (アクセス日: 2010-10-27)

28 Gonzales (2006), *op. cit.*, p.302.

29 米澤彰純, 木村出『高等教育グローバル市場の発展: アジア・太平洋諸国の高等教育政策から得た示唆と ODA の役割』国際協力銀行開発金融研究所, 2004, p.53.

30 Aquino, Corazon C.. “The Role of Educators in National Reconstruction,” in Raul J. Bonoan ed.. *Higher Education for National Reconstruction*. Metro Manila, National Book Store, 1987, p.7.

31 清水一彦 “フィリピンの高等教育の現状と改革動向”『大学研究』vol.7, 1991, p.210.

32 Gonzales (2006), *op. cit.*, p.316.

33 Cooney, R.P. (1989) *Higher Education Accreditation in the Philippines*. Philippine Fulbright Scholars Association, p.18-19.

34 *Ibid.*

35 スペイン語で「職業」を意味するが, ここでは職業に就くための専門準備教育を意味する。

36 Gonzales, (1993), *op. cit.*, p.171.

37 Gonzales (1993), *op. cit.*, p.171.

38 PRC “About Us,” 入手先 URL: <http://www.prc.gov.ph/about.asp?sid=2&aid=2620> (アクセス日: 2010-10-27)

39 福島康志 “フィリピンの職業訓練・教育制度”『海外労働情勢月報』1991年8月号, p.23.

Chua, Yvonne T. and Coronel, Sheila S. ed. *The PCIJ Guide to Government*. Quezoc City, Philippine Center for Investigative Journalism, 2003, p.60.

PRC. “About Us,” 入手先 URL: <http://www.prc.gov.ph/about.asp?sid=2&aid=971> (アクセス日: 2010-10-27)

40 Tullao, Tereso S. Jr. *Education and Globalization*. Makati City, Philippine Institute for Development Studies, 2003, p.67-68.

41 *Ibid.*

42 会計, 航空工学, 農業工学, 農業, 建築, 化学

工学, 化学, 土木工学, 犯罪学, 税関貨物取扱人, 歯科学, 電気工学, 電気通信工学, 環境計画, 水産技術, 林野, 地理工学, 地質学, カウンセラー, インテリアデザイン, 景観建築, ライブラリアン, 海洋甲板員, 海洋工学員, 配管工, 機械工学, 医療技術, 医学, 冶金技師, 助産術, 鉱山工学, 造船工学・海洋工学, 看護学, 栄養学・食餌療法学, 検眼, 薬学, 理学療法・作業療法, 教師, 放射線・X線技術, 衛生工学, ソーシャルワーカー, 砂糖技術, 獣医学

43 PRC. “New Mandate,” 入手先 URL: <http://www.prc.gov.ph/about.asp?sid=2&aid=26> (アクセス日: 2010-10-27)

<http://www.prc.gov.ph/about.asp?sid=2&aid=26>

44 Gonzales, (2006), *op. cit.*, p312

45 *Ibid.*, p312-313.

46 Robertson, James A. “Library Work in Manila,” *Library Journal*, vol.35, 1910, p.366-377.

Sanchez, Concordia. *The Libraries of the Philippines*. Manila, Philippine Library Association, 1973, p.29.

47 Sanchez, *op. cit.*, p.15.

48 Bernardo, Gabriel Adriano. *The Status of the Popular Library Movement in the Philippines*. Quezon City, University of the Philippines, 1932, p.25.

49 *Ibid.*, p.26.

50 Damaso, *op. cit.*, p.310-311. なお哲学士は第二次世界大戦前に廃止になり, 教養学士も1960年に廃止された。図書館科学学士は1961年に図書館学学士に名称変更された。

51 このコースでは, 人文学あるいは教育学の科目を102単位と, さらに図書館学の科目24単位を2年次で6単位, 3年次で6単位, 4年次で12単位取得するものであった。(Bernardo, *op. cit.*, p.26.)

52 Damaso, *op. cit.*, p.311.

53 Bernardo, *op. cit.*, p.28.

54 *Ibid.*, p.29-30.

55 *Ibid.*, p.31.

56 *Ibid.*, p.32.

57 Vallejo, Rosa M. “Library and Information Science Education in the Philippines: A Country Report,” in Khunying Maenmas Chavalit. ed. *Introduction to ASEAN Librarianship: Library Education and Training*. Bangkok, ASEAN Committee on Culture and Information, 1996, p.58-59.

58 Cabañero, Angelica A. and Tann, Filomena Mercado. “Libraries and Librarianship in the

Philippines,” *IFLA Journal*, vol. 6, no. 81, 1980, p.93.

<sup>59</sup> Lomrer, Alice and William, Vernon Jackson. “Education and Training of Librarians in Asia, the Near East, and Latin America” *Library Trends*, vol.8, no.2, 1959, p.246-247.

<sup>60</sup> *Ibid.*, p.247.

<sup>61</sup> Damaso, *op. cit.*, p.311.

<sup>62</sup> Vallejo (1996), *op. cit.*, p.59.

<sup>63</sup> Damaso, *op. cit.*, p.312-313

<sup>64</sup> Vallejo (1996), *op. cit.*, p.59

<sup>65</sup> Damaso, *op. cit.*, p.312-313.

<sup>66</sup> Vallejo (1996), *op. cit.*, p.59.

Damaso, *op. cit.*, p.312.

<sup>67</sup> Vallejo, (1996), *op. cit.*, p.62.

<sup>68</sup> Damaso, *op. cit.*, p.312.

<sup>69</sup> Lomrer and William, *op. cit.*, p.246.

<sup>70</sup> *Ibid.*, p.66-67

<sup>71</sup> *Ibid.*

<sup>72</sup> Vallejo, (1996), *op. cit.*, p.80.

<sup>73</sup> *Ibid.*

<sup>74</sup> Cabañero and Tann, *op. cit.*, p.94.

Claravall, Nora J. (2005) *Managing Libraries and Information Centers in the Philippine Setting*. Benguet: Benguet State University, pp.233-234.

<sup>75</sup> Santos (2003), *op. cit.*, p.3.

<sup>76</sup> BLIS か MLIS の学位を授与している大学は少ないことから、経過的措置として 2009 年までは学位名での制限はなく、図書館情報学の専攻者(副専攻等も含む)であれば受験することができた。

<sup>77</sup> Nera, Corazon M., “The Professionalization of Filipino Librarians,” in Congress of Southeast Asian Librarians ed. Manila, *The Proceedings of 13<sup>th</sup> Congress of Southeast Asian Librarians*, 2006, p.7.

<sup>78</sup> 協会事務局担当者へのインタビュー(2006年11月)によれば、会費を払って初めて正式な会員と認定されるため、実際の会員数はライセンス保持者の約半数に留まっているという。

<sup>79</sup> 例外規定は次の項目を満たす者に適応された。  
①ライブラリアンまたは監督的立場にあるライブラリアンで学士号取得者、②初級公務員資格(first grade eligible)取得者か同等の資格を持ち、図書館学の授業を18単位以上履修して学士号を取得し、5年以上の図書館での職務経験を持つ者、③初級公務員資格取得者か同等の資格を持ち、図書館学情報学か情報学の修士号取得者

<sup>80</sup> Nera, *op. cit.*, p.7.

<sup>81</sup> Perez, *op. cit.*, p.134-143, p.161-162.

<sup>82</sup> 2005年11月から2006年3月までの間フィリ

ピン大学大学院図書館情報研究科に在籍し授業を聴講した。さらに2008年9月までの間、フィリピン大学図書館、アテネオ大学図書館、フィリピン国立図書館、マニラ市立図書館、マカティ市立図書館、フィリピン文化遺産図書館、フィリピン図書館協会等での図書館関係者への聞き取り調査を行った。本稿ではそれらをまとめた。

# **Establishment and Background of the “Professional” Librarianship in the Philippines**

Shizuko MIYAHARA<sup>†</sup>

<sup>†</sup>Graduate School of Education, the University of Tokyo

Library and Information Science (LIS) education and a quality control system for librarians in the Philippines offer suggestive insights for Japan. Until the legal reform in 1990, a Filipino librarian was not considered as a “professional” in the society because only an “academic qualification” such as a diploma or an academic degree is given to librarians as a qualification. The academic qualification was insufficient as a proof of the professional librarian, because a national qualification given after passing a national board of examination was valued over an academic qualification in the Philippines. After the enactment of the Philippine Librarianship Act in 1990, which states that those who want to work in a library should pass a national examination and get a professional qualification, in the legal sense, a librarian is now accepted as a “professional status” in the Philippines. However, some essential problems have remained. Actually, the Librarianship Act has had only a small effect on improving the working conditions and the quality of professionals.

Keyword: LIS education, Professional education, the Philippine Librarianship Act, National license, PRC